

第4章 母子及び父子・児童福祉

1. 母子及び父子世帯の福祉の状況

母子世帯、父子世帯においては、子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで負うこととなり、様々な面で困難に直面しております。

児童扶養手当については、平成15年に就労を基本とした自立を促進する制度へと改正され、本市においても自立支援教育訓練給付金やプログラム策定員による就労支援等の様々な就労支援策を講じ、母子世帯の自立促進を図ってきました。

また、父子世帯においても経済的に厳しい世帯があることから、平成22年から児童扶養手当の資格対象となっております。さらに平成25年からは母子世帯と同様に様々な就労支援策においても父子世帯も対象となっております。

母子及び父子世帯等の健康増進と生活支援を図るため医療費の一部を助成する母子及び父子家庭等医療費助成事業についても、平成7年より継続実施しております。

(1) 母子・寡婦福祉資金の貸付状況

() 内は寡婦福祉資金(単位:千円)

資金の種類	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
事業開始資金	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
事業継続資金	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
修学資金	新規	8 (-)	5,074 (-)	9 (-)	5,968 (-)	12 (0)	8,539	5 (-)	3,228 (-)	9 (-)	10,278 (-)
	継続	5 (-)	3,042 (-)	9 (-)	6,580 (-)	13 (0)	8,803	18 (0)	125,556 (0)	15 (0)	11,040 (0)
技能習得資金	新規	1 (-)	888 (-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	継続	-	(-)	1 (-)	(-)	-	(-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
修業資金	新規	1 (-)	576 (-)	-	(-)	-	(-)	3 (-)	1,550 (-)	1 (-)	305 (-)
	継続	-	(-)	1 (-)	480 (-)	1 (0)	576	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
就職支度資金	1 (-)	93 (-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
医療介護資金	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
生活資金	新規	1 (1)	309 (309)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	継続	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
転宅資金	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
住宅資金	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
就学支度資金	6 (-)	1,165 (-)	6 (-)	2,242 (-)	10 (0)	2,805	8 (-)	1,702 (-)	6 (-)	1,213 (-)	
結婚資金	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
(計272)	23 (1)	11,147 (309)	26 (-)	15,714 (-)	35 (0)	20,724	34 (0)	132,036 (-)	31 (0)	22,836 (-)	

(2) 母子及び父子家庭等医療費助成事業

【目的】

母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童等に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、もって母子及び父子家庭等の福祉の増進を図るものです。

【対象者】

沖縄市に在住し、医療保険各法による被保険者又は被扶養者で、18歳に達した日の属する年度の末日までにある児童を養育する母子家庭の母と父子家庭の父及びその児童、父母のいない児童等。ただし、一定以上の所得のある方は、助成対象外となります。

【支給の範囲】

医療費につき、一部負担金を支払った場合において、保険診療による一部負担額（入院時食事療養費含む）から自己負担金、高額療養費及び附加給付等を控除した額を助成します。

令和3年度母子及び父子家庭等医療費助成事業補助金調書

① 対象者数一覧（年度末現在数）

（単位：人）

区分	母子家庭		父子家庭		養育者家庭	計		年間延べ支給件数	
	母	児童	父	児童	児童	父母	児童	父母	児童
合計	2,319	885	199	91	6	2,518	982	14,212	3,974

② 支給状況一覧

（単位：円）

保険種別	区分 対象	自己負担分の額	一部負担金の額	附加給付の額	高額医療費の額	支給費総額
		A	B	C	D	(A-B-C-D) E
合計	父母	84,441,187	14,081,000	77,800	19,587,013	50,695,374
	児童	19,598,089	3,937,000	0	4,942,669	10,718,420
	計	104,039,276	18,018,000	77,800	24,529,682	61,413,794

③ 県費補助所要額調

（単位：円）

支給費総額	収入額	県費補助基本額	県費補助所要額	交付決定額	備 考
E	F	(E-F) G	(G×1/2) H	I	
61,413,794	73,758	61,340,036	30,670,000	37,014,000	市単独分 664,280円

(3) 特定非営利活動法人沖縄市母子寡婦福祉会

沖縄市に居住する母子家庭及び寡婦の福祉の増進をはかり、経済的、社会的地位の向上と自立を助成し、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

母子会員 46世帯

父子会員 4世帯

寡婦会員 20世帯

賛助会員 7名（令和3年度）

【事業内容】

おもな行事として、沖縄市福祉まつり、運動会、ビーチパーティー、生花教室、クリスマスパーティー、新入学児童激励会がある。

【所在地】

沖縄市住吉一丁目14番29号 沖縄市社会福祉センター2階

(4) 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

主体的な能力開発の取り組みを支援し自立の促進を図ることを目的に、地方公共団体が指定する職業能力のための講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、自立支援教育訓練給付金（受講料の6割相当額）を支給する。

ただし、雇用保険法に基づく一般教育訓練給付金の支給を受けることができる者は、その支給額との差額を支給する。

令和3年度実績

	介護福祉士実務者研修	医療事務・医療事務コンピューター	介護職員初任者研修	旅行業務取扱管理者	保育士	医療事務菌科	登録販売者合格指導講座	合計
申請者数	2名	2名	1名	1名	1名	1名	0名	8名
給付対象者数	2名	1名	1名	0名	1名	1名	0名	6名
給付額	127,402円	33,900円	31,600円	0円	400,000円	25,006円	0円	617,908円

(5) 母子父子自立支援プログラム策定事業

母子父子自立支援プログラム策定員を配置、児童扶養手当受給者の個々の状況・ニーズに応じ、自立目標や支援内容等について自立支援計画書を策定、県やハローワークと連携し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施することを目的とする。

	相談件数	プログラム策定件数	就労件数
平成29年度	59件	34件	16件
平成30年度	114件	49件	29件
令和元年度	90件	44件	29件
令和2年度	75件	54件	35件
令和3年度	123件	76件	45件

(6) 高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母や父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、6ヵ月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、入学金の負担軽減のため、修了支援給付金を支給します。

令和3年度	高等職業訓練促進給付金	修了支援給付金
	27名（うち課税世帯10名）	10名（うち課税世帯3名）

(7) 高等職業訓練促進継続給付金事業

高等職業訓練促進給付金受給者に対し修業期間の4年目以降について給付金を支給します。

令和3年度	高等職業訓練促進継続給付金
	0名

2. 児童福祉の状況

本市における児童福祉行政は、児童福祉法第10条及び第25条の7に基づき、家庭において、健やかな成長・発達・自立が保障されるよう養育者や児童への相談に応じ、家庭児童福祉の向上を図っています。

近年、社会経済状況や家族形態の変化はめざましく、都市化や核家族化は、児童に対して大きな影響を与えています。令和2年度の統計において、沖縄県においては人口千人あたりの出生率(10.3%)が全国でも最上位にあるものの、低体重児出生率(10.9%)や10代の出産割合(1.9%)も全国最上位に位置していることに加え、困窮世帯の割合は23.2%(令和3年度沖縄子ども調査(0～17歳調査))となっており経済的にも深刻な状況にあります。

こうした状況の中、本市は昭和49年度から設置している家庭児童相談室に家庭児童相談員を配置し、相談体制の充実に努めています。また、児童厚生施設として「あげだ児童館」や「児童センター」「やまっち」を開設し、児童の健全育成事業及び放課後児童健全育成事業を促進するなど、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに、たくましく成長できるよう環境整備を推進しています。

(1) 家庭児童相談室

核家族化や都市化の進行、女性の社会進出、保護者の養育観の多様化等により、仕事と子育ての両立の負担が増大している事や、育児への負担感、子の発達に関する悩み、家族の孤立化など、家庭児童相談室における相談内容も多岐にわたっています。

近年、ソーシャルネットワークサービス等の普及など、子どもたちを取り巻く環境も複雑化し、養育者における児童虐待や学校におけるいじめ等が社会問題となっています。こうした中、子どもたちが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利の擁護が大きな課題となっています。

特に、児童虐待については養育者等による身体的・心理的・性的・育児放棄(ネグレクト)等が児童の健やかな成長に深刻な影響を与えています。

児童虐待の背景として、経済的な不安や核家族化による養育負担の増大や孤立化により、育児を負担に感じるなど、養育者等の養育上のストレスが高まっていることなどが指摘されています。

これらの問題に対応する為、本市では相談業務の充実に図るとともに、平成25年1月から発足した沖縄市要保護児童対策地域協議会による、関係機関の連携強化により児童虐待防止に取り組んでいます。さらに令和2年4月より福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、社会資源や必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う「沖縄市子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。

(2) 家庭児童相談室の相談状況

① 受付経路別件数

受付経路別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童委員からの通告	1	2	1	0	0
児童相談所から送致(法)第26条第1項第3号によるもの	25	93	87	42	61
警察関係からの通告	10	15	3	12	9
その他都道府県関係からの通告	8	10	9	2	9
市町村からの通告	108	177	283	136	113
学校からの相談	72	85	86	185	96
家族・親戚からの相談	156	124	127	113	47
本人からの相談	14	3	1	3	2
その他からの通告等	177	275	60	161	122
計	571	784	657	654	459

② 相談内容別件数（延べ件数）

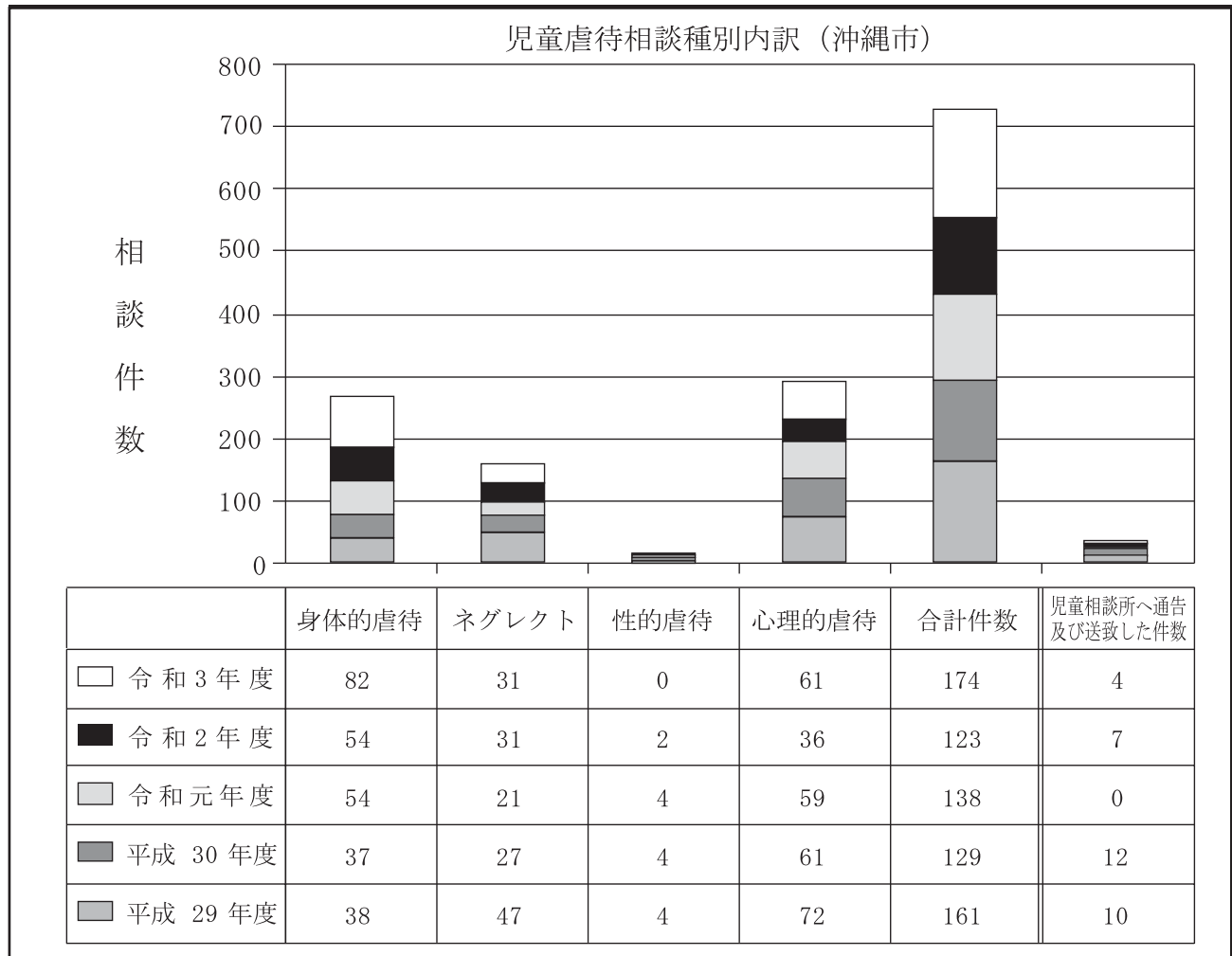
相談内容別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
性格・生活習慣等	120	77	53	100	6
適性相談	4	0	1	1	0
知能・言語	20	5	3	11	0
学校生活等	30	61	14	31	5
非行	4	7	7	8	1
家族関係	342	1,913	193	432	414
環境福祉	—	—	—	—	—
障害	4	18	5	11	2
助産	—	—	—	—	—
その他	47	1,386	381	60	16
計	571	3,467	657	654	444

③ 処理種別件数

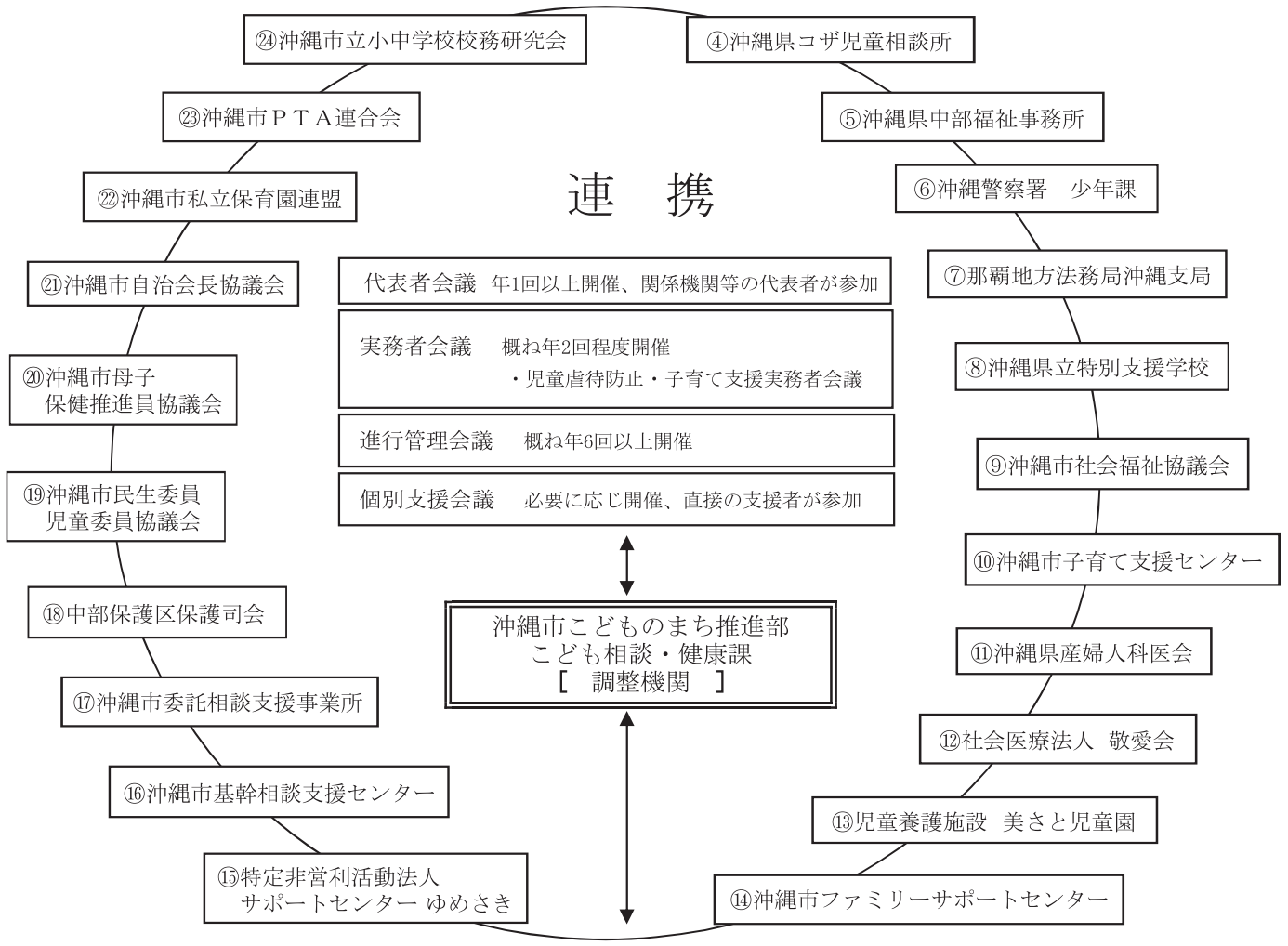
処理種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
知的障害者福祉司又は社会福祉主事の指導	—	—	—	23	—
施設入所措置	助産施設	—	—	—	—
	母子生活支援施設	—	—	—	2
児童福祉法第22条第23条第24条の措置権者に報告又は通告	—	—	—	—	—
児童相談所へ送致又は通告等	10	12	0	7	5
児童相談所の委嘱による調査完了（法第12条第4項によるもの）	—	—	—	—	—
他の機関に斡旋紹介	4	44	4	14	2
相談・助言・その他	557	3,411	653	608	452
計	571	3,467	657	654	459

④ 児童虐待相談種別内訳

全国・県・沖縄市との比較		身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計件数
沖縄市	平成 29 年度	件数 38 割合 23.6	47 29.2	4 2.5	72 44.7	161 件 100%
	平成 30 年度	件数 37 割合 29.0	27 21.0	4 3.0	61 47.0	129 件 100%
	令和元年度	件数 54 割合 39.1	21 15.2	4 2.9	59 42.8	138 件 100%
	令和 2 年度	件数 54 割合 43.9	31 25.2	2 1.7	36 29.2	123 件 100%
	令和 3 年度	件数 82 割合 47.2	31 17.8	0 0	61 35.0	174 件 100%
沖縄県	平成 29 年度	件数 174 割合 25.0	146 21.0	7 1.0	367 53.0	691 件 100%
	平成 30 年度	件数 197 割合 17.9	158 14.4	11 1.0	734 66.7	1,100 件 100%
	令和元年度	件数 284 割合 17.7	201 12.5	20 1.2	1,102 68.6	1,607 件 100%
	令和 2 年度	件数 280 割合 15.3	170 9.3	19 1.0	1,366 74.4	1,835 件 100%
全国	平成 29 年度	件数 33,223 割合 25.0	26,818 20.0	1,540 1.0	72,197 54.0	133,778 件 100%
	平成 30 年度	件数 40,238 割合 25.2	29,479 18.4	1,730 1.1	88,391 55.3	159,838 件 100%
	令和元年度	件数 49,240 割合 25.4	33,345 17.2	2,077 1.1	109,118 56.3	193,780 件 100%
	令和 2 年度	件数 50,035 割合 24.4	31,430 15.3	2,245 1.1	121,334 59.2	205,044 件 100%



沖縄市要保護児童対策地域協議会 組織図

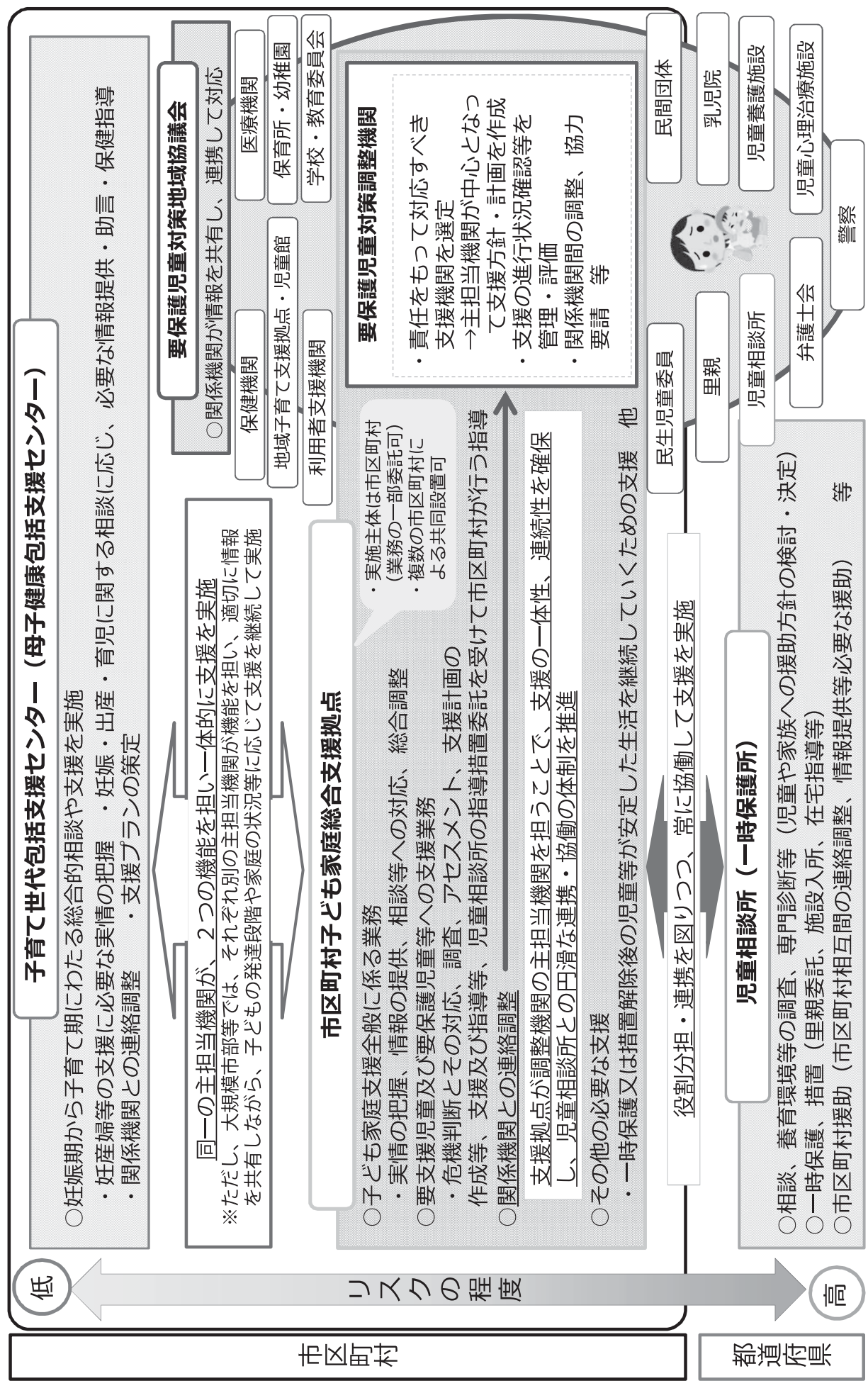


沖縄市長									沖縄市教育委員会		
① こどものまち推進部				② 健康福祉部					③ 指導部		
こども相談・健康課	こども家庭課	保育・幼稚園課	こども企画課	保護管理課	保護第一課	保護第二課	市民健康課	障がい福祉課	青少年センター	教育研究所	指導課

※順不同

- ※ 「沖縄市要保護児童対策地域協議会」は、平成25年1月に発足。
- ※ 「要保護児童対策地域協議会」とは、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等の早期発見・適切な支援を図るため、関係機関等が必要な情報を共有し、連携・協力して子どもやその保護者へ支援するネットワークです。
- ※ 代表者委員=24団体、実務者委員=19団体で構成している。

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※厚生労働省HP より引用

(3) 母子生活支援施設（レインボーハイツ）

児童福祉法第23条に基づいて位置づけられた児童福祉施設で、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその児童を入所させ、生活や就職及び児童の教育等の諸々の問題について相談指導を行い、母子共に自立促進を図る施設です。

【入所できる人】

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその監護する18歳未満の児童の世帯で、経済的理由、家屋の狭小、家族との人間関係が悪いなど児童の生活環境が子どもの福祉に支障をきたしている者。
収容定員10世帯

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
世帯数	5	4	5	6	7
人員(児童数)	19 (14)	13 (9)	13 (8)	19 (13)	19 (12)

(4) 助産施設措置

助産施設は保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、安全な出産を図ることを目的としている。

○助産施設の申請及び措置状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請・措置件数	申請 12件 措置 11件	申請 6件 措置 6件	申請 11件 措置 10件	申請 11件 措置 9件	申請 10件 措置 10件

(5) 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当が支給される。

○児童扶養手当の受給状況

	離婚	死亡	父又は母の障害	遺棄	未婚	その他	計
平成29年度	2,212	32	22	4	308	177	2,755
平成30年度	2,251	26	18	3	306	193	2,797
令和元年度	2,164	25	23	3	306	200	2,721
令和2年度	2,228	20	21	1	325	226	2,821
令和3年度	2,025	14	14	2	334	200	2,589

(6) 特別児童扶養手当

障がい児の父若しくは母がその障がい児を監護するとき、又は、父母がいないか若しくは監護しない場合において当該障がい児の父母以外の者がその障がい児を養育するとき、その父、若しくは母、又は養育者に対し特別児童扶養手当を支給する。

○特別児童扶養手当受給状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1 級	257	241	217	226	212
2 級	567	619	726	797	859
合 計	824 (12名は重複)	860 (8名は重複)	943 (8名は重複)	1,023 (10名は重複)	1,071 (9名は重複)

(7) 沖縄市放課後児童健全育成事業

事業の内容等

近年の核家族化・都市化の進展や女性の就労の増大などを踏まえ、昼間保護者のいない家庭の小学生の児童（以下「放課後児童」という。）に対し、授業の終了後に 適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

【指導内容】

- ・健康管理、安全の確保、情緒の安定
- ・自発的、積極的活動（遊び）への意欲と態度の形成
- ・規則正しい生活習慣の獲得、仲間づくりなどの自立心と社会性の訓練・指導

【対象児童等】

- ・対象児童 …… 小学生
- ・児童数 …… 1クラブ当たりの児童数の年間平均が 10 人以上

令和4年度 沖縄市放課後児童クラブ（学童クラブ）施設一覧

(令和4年5月1日時点)

近隣校	No.	施設名	所在地	電話番号	定員	発達支援	受入小学校
北美	1	池原すみれ学童クラブ	池原2-11-11	098-934-2239	40	○	北美
	2	夢の園学童	池原2-20-21	098-938-8662	40	○	北美
	3	ちばな学童クラブ	知花2146	090-6865-7111	40		北美
	4	北美っ子学童クラブ	登川1-28-22 101-A号	098-939-8165	40	○	北美
美原	5	松本すみれ学童クラブ	松本3-17-6	098-929-4233	37	○	美原・美里
	6	美原学童クラブ	美原4-5-15	098-939-8435	26	○	美原
	7	こころ学童クラブ	美原1-8-16 1-S	098-923-5786	36	○	美原・美里
	8	みちる学童クラブ	美原1-8-16 1-J	098-923-5787	36	○	美原・美里
	9	ひかる学童クラブ	明道1-15-22	098-989-1147	19	○	美原・美里
	10	きぼう学童クラブ	美原4-9-8	080-3963-8380	45	○	美原
美里	11	まつもと学童クラブ	松本2-10-12 1F	098-938-4420	35	○	美里
	12	みさと学童クラブ	松本1-8-23	080-6497-8353	40	○	美里
安慶田	13	あげだ児童館 放課後児童クラブ(公設公営)	安慶田2-17-10	098-934-4643	18	○	市民対象 (送迎バス無し)
	14	愛の星学童クラブ	安慶田4-9-35	098-932-4150	50	○	室川・安慶田 諸見
越来	15	あおぞら学童園	住吉1-2-14	098-934-3270	64	○	安慶田・室川 越来
	16	越来学童クラブ(公設民営)	越来1-2-2	080-4277-5599	40	○	越来
室川	17	室川学童クラブ	室川2-5-20	098-937-7008	18		室川・安慶田
宮里	18	でいご学童クラブ	宮里3-25-22	098-938-3378	45		宮里
	19	宮里キッズ学童クラブ 第一教室	宮里2-17-12 2F	098-937-6549	40	○	宮里
	20	宮里キッズ学童クラブ 第二教室	津嘉山町10-13	080-9687-6549	27	○	宮里
	21	あゆみ学童	東2-9-3	098-800-2194	38	○	宮里・美原
	22	宮里児童センター内 宮里がじゅまる学童クラブ(公設民営)	東2-7-24	098-937-7878	40	○	美原・宮里
	23	宮里にこにこ学童クラブ	照屋5-4-5 (2階)	098-953-2376	45	○	宮里・安慶田
	24	マンゴー児童クラブ	宮里1-15-9	098-923-4327	40	○	宮里
中の町	25	めぐみ学童クラブ	諸見里3-26-16	098-933-3347	36	○	中の町・島袋 山内
	26	沖縄キッズクラブ学童	諸見里1-6-26 1F	098-930-7366	30	○	中の町・島袋 山内
	27	沖縄キッズクラブ学童第二クラブ	上地3-2-3	098-930-7366	30	○	中の町・島袋 山内
	28	おおみち学童クラブ	上地3-2-2	098-914-1142	27	○	中の町
	29	第二おおみち学童クラブ	上地2-13-14	098-933-0531	25		中の町

近隣校	No.	施設名	所在地	電話番号	定員	発達支援	受入小学校
諸見	30	みどり学童クラブ	胡屋7-2-10	098-932-5082	45	○	諸見
	31	愛さ学童クラブ	胡屋4-14-28	098-989-8577	30	○	島袋・諸見
コザ	32	わくドキ学童クラブ	中央1-32-19 1F	098-921-3123	34	○	コザ
山内	33	山内小学校内 山内学童(公設民営)	山内2-32-2	098-988-5405	45	○	山内
	34	ひかり学童	南桃原3-37-20	098-933-0676	43	○	山内・中の町 北谷・北谷第二
	35	山小前わかかなつ学童	南桃原3-23-3	080-8374-3730	45	○	山内
美東	36	すみれ学童園	桃原3-15-8	098-939-5865	40	○	美東
	37	ハレルヤ児童クラブ	古謝2-18-11	098-937-4750	43	○	美東・高原 比屋根
	38	大芽学童クラブ	古謝2-5-40	098-939-1955	53	○	美東・宮里
	39	ちより学童クラブ	古謝1-17-14	098-800-2417	27	○	美東
	40	美東小学校内 美東学童クラブ(公設民営)	桃原3-4-3	098-987-8291	40	○	美東
高原	41	福祉文化プラザ児童センター 放課後児童クラブ(公設公営)	高原7-35-1	098-930-1695	35	○	市民対象 (送迎バス無し)
	42	愛の泉学童クラブ	高原5-14-30	098-937-0369	55	○	高原
	43	さんさん学童クラブ	大里3-11-48	098-937-0753	34	○	高原・美東
	44	そよ風学童クラブ	大里3-17-31 (3F)	098-989-9793	35		高原・美東
	45	高原学童クラブ	高原5-18-7	098-932-4150 (愛の星学童クラブ)	25		比屋根・高原
	46	高原小学校内 高原っ子児童クラブ(公設民営)	高原5-12-4	098-989-7234	40	○	高原
泡瀬	47	海の子学童クラブ	泡瀬1-32-6	098-934-3371	71	○	泡瀬・美東 比屋根
	48	さざなみ学童クラブ	泡瀬3-20-26 1F-A	098-939-9366	38	○	泡瀬
	49	さざなみ第二学童クラブ	泡瀬3-20-26 2F-A	098-959-7253	29	○	泡瀬
	50	学童クラブ あわせきつず	泡瀬3-35-10	098-938-2612	33	○	泡瀬
比屋根	51	ひやごん学童クラブ	与儀1-2-21 (101)	098-930-6233	52	○	比屋根・高原
	52	学童クラブcolor's	比屋根6-27-3	098-930-0271	24	○	比屋根
	53	かなで学童クラブ	与儀1-2-23	098-989-6622	45	○	比屋根
	54	学童クラブ ターコイズ	比屋根4-31-37新垣店舗	098-932-6180	30	○	比屋根・高原

(8) 児童館・児童センター

児童館は0歳から18歳までの児童に健全な遊びの機会を提供し、健康の増進と情操を豊かにするために設置された児童福祉法に基づく児童厚生施設です。

児童館には児童厚生員を置き、こどもの遊びの援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じてこども一人一人と子ども集団の自治的な成長の支援などを行います。

(令和3年度実績)

名称	開設年	専用面積	開館時間	指導員	一日平均利用児童	備考
沖縄市あげだ児童館	H6.4	308.14㎡	10:00～18:00 (学校休日の放課後児童クラブ)	7人	39名	公営放課後児童クラブ有
沖縄市福祉文化プラザ児童センター	H12.8	900.795㎡	8:30～18:30	10人	56名	公営放課後児童クラブ有
沖縄市宮里児童センター	H30.4	971.41㎡	10:00～18:00 (学校休日の放課後児童クラブ) 7:30～19:00	6人	86名	民営放課後児童クラブ有

(9) 沖縄市出前児童館事業

主に児童館未整備地区において、地域のこどもたちの遊びと活動の受け皿として身近な公民館で実施している。

(令和3年度実績)

	実施回数	参加児童	ボランティア
年間累計	452回	5,074名	73名
平均	週1回	11名	0.2名

※美里・古謝・登川・比屋根・松本・明道・越來・宮里・海邦町・知花・センター・胡屋・泡瀬・池原・中の町の15ヵ所にて毎週開催。

(10) 児童手当(平成24年4月～)

児童手当法を一部改正し、子ども手当に変わり、支給される手当です。

児童手当は中学校修了前(15歳到達後の最初の年度末)までの児童を養育する人に対し支給します。

支給月額、3歳未満の児童は一律15,000円、3歳以上の第1子及び第2子の児童は10,000円、第3子以降の児童は15,000円、中学生の児童は一律10,000円を支給します。所得限度額以上の場合は児童一人につき5,000円支給します。

児童手当支給状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数(人)	12,257	12,124	11,958	11,847	11,723
認定児童数(人)	23,124	22,828	22,499	22,141	21,919
総支給額(円)	3,243,785,000	3,207,945,000	3,147,501,000	3,084,245,000	3,036,745,000

(11) 養育支援訪問事業（専門的相談支援、育児・家事援助）

出産前後の養育者が、育児ストレス等によって子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭等を対象に、訪問支援員を派遣し、家庭内での育児に関する相談・助言や簡単な家事等の援助を行う。

当該家庭に過重な負担がかかる前の段階において、訪問による支援を実施することにより、安定した児童の養育が可能となること等を目的としている。また令和2年3月より育児・家事援助、令和3年4月より専門的相談支援についても外部委託を行い、事業のさらなる充実を図ると同時に、「育児支援家庭訪問事業」から「養育支援訪問事業」へと事業名称を変更しています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
訪問実世帯数	18世帯	13世帯	23世帯 (うち1世帯)	49世帯 (うち35世帯)	59世帯 (うち55世帯)
訪問延べ件数	231回	170回	215回 (うち2回)	532回 (うち420回)	658回 (うち594回)

() は育児・家事援助の世帯数・件数